

2008年版 保険薬局業務指針 正誤表

平成20年11月7日現在

頁	箇所	誤	正												
119	1行目	(4) 注射薬	(3) 注射薬												
154	右下手書	3 (麻) 22 (薬) 3	3 (麻) 1 (薬) 3												
412	下から 1行目	(法第20条養関係)	(法第20条養関係)												
413	12行目 ～ 17行目	<table border="1"> <tr> <td>生活保護法による・・・</td> <td>12</td> <td>(生保)</td> </tr> <tr> <td>中国残留邦人等の・・・</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> </table>	生活保護法による・・・	12	(生保)	中国残留邦人等の・・・	25	—	<table border="1"> <tr> <td>中国残留邦人等の・・・</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生活保護法による・・・</td> <td>12</td> <td>(生保)</td> </tr> </table>	中国残留邦人等の・・・	25	—	生活保護法による・・・	12	(生保)
生活保護法による・・・	12	(生保)													
中国残留邦人等の・・・	25	—													
中国残留邦人等の・・・	25	—													
生活保護法による・・・	12	(生保)													
451	下から 12行目	②内服薬固型剤	②内服薬固形剤												
458	7行目	薬剤服用歴の記録に記載する。	薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載する。												
470	8行目 9行目 10行目	特定施設	施設												
	12行目 ～ 13行目	<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設及び同条第19項に規定する地域密着型特定施設のことをいい</u>	<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第174条第1項に規定する指定特定施設、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設に限り</u>												
	14行目	<u>(平成11年厚生省令第37号)</u>	削除												
	15行目	指定特定施設入居者生活介護を受けている	<u>指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている</u>												
	20行目	介護保険法	介護保険法(平成9年法律第123号)												
	22行目	<u>(平成18年厚生労働省令第34号)</u>	削除												
475	13行目	算定できる。	算定できる。 <u>なお、ここでいう入院とは、第1章第2部通則5に定める入院期間が通算される入院のことをいう。</u>												
478	9行目	後期高齢者である患者	患者												
	15行目	患者1人につき	<u>当該文書等の提供日において後期高齢者である患者1人につき</u>												
480	下から 15行目	○万年筆型インスリン注入器用注射針	○万年筆型注入器用注射針												
	下から 14行目	○万年筆型ヒト成長ホルモン剤注入器用注射針	削除												

注) 第二、第三刷版については、すでに修正が反映されている部分もあります。